

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第45回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和5年4月3日（木）午前9時30分～午前11時10分	
開催場所	市民会館萌え木ホールA会議室	
出席者		出席委員 4人 委員長 佐藤 直人 委員 副委員長 伊藤 茂男 委員 委員 唐澤 寛 委員 委員 矢板 ゆき江 委員 欠席委員 1人 曾根 隆寛 委員
	担当課	環境部長 柿崎 健一 環境政策課長 岩佐 健一郎 環境政策課緑と公園係長 小林 勢 環境政策課環境係長 高野 修平
	事務局	企画政策課長 富田 絵実 企画政策課企画政策係長 中島 広樹 企画政策課企画政策係主任 兼堀 義信 公共施設マネジメント推進担当課長 田中 克知 企画政策課企画政策係主査 郷古 陸
傍聴の可否	可 一部不可 不可	
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録作成について 5 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の公募について 6 その他 7 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第45回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和5年4月3日（月）午前9時30分～午前11時10分

場 所 市民会館・萌え木ホール A会議室

出席委員 4人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 伊藤茂男 委員

唐澤寛 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 1人

曾根隆寛 委員

担当課職員

環境部長 柿崎健一

環境政策課長 岩佐健一郎

環境政策課緑と公園係長 小林勢

環境政策課環境係長 高野修平

事務局職員

企画政策課長 富田絵実

企画政策課企画政策係長 中島広樹

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知

企画政策課企画政策係主査 郷古陸

（午前9時30分開会）

◎富田企画政策課長 本日は、年度初めのお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。委員長の互選まで司会進行を務めます、企画政策課長の富田と申します。

それでは、初めに小金井市長の白井より御挨拶を申し上げます。

◎白井市長 皆様、おはようございます。昨年11月の市長選挙を経まして、小金井市長に就任させていただきました白井亨と申します。どうぞよろしく願いいたします。

新たな指定管理者選定委員会の設置に当たりまして、簡単ですが御挨拶をさせていただきます

す。指定管理者選定委員会委員として小金井市政に御協力いただくことについて、皆様には改めて御礼を申し上げます。今年度、皆様に御審議いただく案件は、「小金井市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館」及び「小金井市立清里山荘」、この2件を予定してございます。

本日、御審議いただく「市立公園等」につきましては、令和6年4月から新たに指定管理者制度を導入するということになり、新規での公募となります。大変多くの市民の方が利用する施設でございまして、他の施設と同様に、市民サービスの向上を目指し、民間のノウハウを生かすため、指定管理者制度を有効に活用したいと考えております。指定管理者の選定に当たりましては、皆様のお力添えをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、委員の皆様には、自由闊達な御議論をお願ひし、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

◎富田企画政策課長 それでは、改めまして、第45回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

まず、資料を確認させていただきます。本日、机上配付しております「次第」のほか、事前に送付いたしました「資料1 指定管理者選定委員会（第9期）委員名簿」と、「資料2 小金井市における指定管理者制度」、「資料3 令和5年度指定管理者選定委員会の開催について」、そして、資料4として、小金井市立公園・環境楽習館指定管理者募集要項から始まる「審査関係資料一式」でございます。なお、参考資料といたしまして、本日「多摩26市の市立公園の指定管理者による管理状況について」を、机上に配付させていただいております。

過不足等がないか、御確認ください。

それでは、本日、任期初めての会議でございますので、お一人ずつ委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。資料1を御覧ください。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(各委員自己紹介)

◎富田企画政策課長 以上で、委員の自己紹介を終了させていただきます。

続きまして、事務局を担当いたします企画政策課の職員を御紹介いたします。企画政策係長の中島でございます。

◎中島企画政策係長 中島です。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 同じく、主任の兼堀でございます。

◎兼堀企画政策係主任 兼堀と申します。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 公共施設マネジメント推進担当課長の田中でございます。

◎田中公共施設マネジメント推進担当課長 田中でございます。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 同じく公共施設マネジメント推進担当をしております主査の郷古でございます。

◎郷古企画政策係主査 郷古です。よろしくお願ひいたします。

◎富田企画政策課長 事務局は以上となります。

それでは、指定管理者制度の趣旨及び本委員会につきまして、簡単に御説明させていただきます。資料2を御覧ください。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減等を目的とした制度でございます。指定管理者制度の実施には、本委員会の答申を経て市議会で指定管理者の指定について議決される必要がございます。現在、本市では、資料にございます8つの施設について指定管理者制度を用いて管理しております。

次に、本委員会については、指定管理者の候補者の選定について、市長等の諮問に応じて調査及び審議をしていただく市の附属機関となります。

2ページ目の指定管理者選定委員会の流れを御覧ください。本委員会で皆様に審議していただく内容としましては、公募の場合と非公募の場合の2種類があります。まず、公募の場合は、1回目に指定管理者の募集要項と選定基準についての審議、2回目に1次審査として書類審査、3回目に2次審査としてプレゼンテーション等を実施し、候補者の選定となります。非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し、候補者の選定となります。

本日は、資料3のとおり、1件の公募案件について募集要項及び選定基準について御審議をいただきたいと思っております。

ここまでの御説明で、何か御質問などございますか。

では、次第に沿って議事に入ります。次第2「委員長の互選について」でございます。委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

◎委員 前期でも委員長を務められ、意見の取りまとめにも長けている佐藤委員を委員長に推薦します。

◎富田企画政策課長 ただいま、佐藤委員を委員長に推薦する声がありました。佐藤委員に委員長をお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎富田企画政策課長 それでは、御異議がありませんので、佐藤委員に委員長をお願いしたいと思います。

委員長に選出されました佐藤委員から御挨拶をお願いいたします。

(委員長挨拶)

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。よろしく願いいたします。

◎委員長 それでは、続きまして、次第3「副委員長の互選」を行います。副委員長の選出につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがでしょうか。

◎委員 佐藤委員長と同じく、前期で副委員長を務められた伊藤委員を副委員長に推薦します。

◎委員長 ただいま、伊藤委員を副委員長に推薦する声がありました。伊藤委員に副委員長

をお願いするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、御異議がございませんので、伊藤委員に副委員長をお願いいたしたいと思っております。

それでは、副委員長に選出されました伊藤委員から一言御挨拶をお願いいたします。

(副委員長挨拶)

◎委員長 当委員会は5人という少ない委員ではございますけれども、それぞれの専門的立場から積極的な御発言をお願いしたいと思います。

では、続きまして、次第4「議事録作成について」です。事務局の説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 会議録の作成につきましては、第8期同様、原則として全文記録とさせていただきます。ただし、個々の委員の発言につきましては、氏名は記載せず、「委員長」「委員」とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。なお、質疑内容のうち、事業者の事業運営上・競争上の地位を害するおそれがあると判断される部分がある場合には、その部分は黒塗りにして公開をさせていただきます。

◎委員長 事務局から説明がありましたが、この点に関しまして、事務局から説明いただいたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議はございませんので、会議録は発言委員名、それから非公開事項を除きまして、原則として全文記録することと決定いたしました。

では、次第5「小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の公募について」を議題といたします。本日は、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎白井市長 小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別紙資料のとおり、下記の事項を諮問します。

1、令和5年度諮問第1号 小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の公募について

よろしくをお願いいたします。

◎委員長 ただいま、小金井市長から1件の諮問をお受けいたしました。なお、本日は説明のため担当課職員に出席いただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、担当課の出席者を御紹介いたします。

本日の議題は、環境政策課の担当となります。初めに、環境部長の柿崎でございます。

◎柿崎環境部長 環境部長の柿崎です。よろしくをお願いいたします。

◎富田企画政策課長 次に、環境政策課長の岩佐でございます。

◎岩佐環境政策課長 環境政策課長の岩佐です。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎富田企画政策課長 次に、環境政策課緑と公園係長の小林でございます。

◎小林緑と公園係長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 次に、環境政策課環境係長の高野でございます。

◎高野環境係長 高野でございます。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 以上で、担当課職員の紹介を終わらせていただきます。

なお、誠に申し訳ございませんが、市長は所用により、こちらで退席させていただきます。

◎白井市長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

◎委員長 それでは、次第5「小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の公募について」を議題といたします。小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によれば、第4条第2項で「市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする」としております。

今後、当該施設については公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準については、公募前に本委員会に諮問されているものであります。したがって、これから、担当課から説明を受け、各委員から質疑を受けていただきたいと思っております。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎岩佐環境政策課長 それでは、これから市立公園、滄浪泉園緑地、環境楽習館の指定管理者募集につきまして、説明をさせていただきます。

まず初めに、対象施設につきまして、募集要項の4ページの3、管理の対象と、別紙1、市立公園、滄浪泉園緑地の一覧を御覧ください。対象施設ですが、全ての市立公園222か所、滄浪泉園緑地及び環境楽習館となります。市立公園222か所の内訳でございますけれども、別紙1の一覧表のとおり、都市公園法に基づく都市公園がNo.1～No.11の11か所、都市公園以外の公園、児童公園や子供広場がNo.12～No.138の127か所、都市公園以外の緑地がNo.139以降の81か所、公共緑地がNo.208～No.210の3か所となります。

なお、別紙1の表の一番右側に記載しております評価の項目、AからDにつきましては、市立公園整備優先順位の評価に関する要綱にて、公園の面積や、利用者人数、ボランティアの有無等を評価指標とし、整備の優先順位を4段階に評価したものでございます。

環境楽習館につきましては、募集要項にお戻りいただきまして、5ページの左上に施設の概要をまとめております。こちらの施設は、地球温暖化を防止することや、暮らしの中で温室効果ガス発生を抑制する等の普及啓発をしていくことを目的に、平成24年度に設置した施設でございます。

次に、今回の指定管理者募集の特徴でございますが、大きく2点あると考えてございます。まず1点目は、市立公園222か所と滄浪泉園緑地及び環境楽習館を包括的に指定管理化する

こととございます。対象施設を検討するに当たり、指定管理者として実績のある民間事業者と個別対話を実施してまいりまして、市場性等を検証しており、市立公園、滄浪泉園緑地及び環境楽習館を一体的に管理することにより、一定の市場性があるということを確認してございます。

また、市としても、包括的に指定管理化することにより、それぞれの施設の特性を活かして相乗効果が生まれ、充実した事業の展開ができると考え、一体的に管理業務を担う指定管理者を募集するところでございます。

市立公園の他の自治体の事例としましては、本日、机上に配付させていただきました参考資料の中で、多摩26市の指定管理者による管理状況をまとめさせていただきました。全ての公園をまとめて指定管理者が管理している自治体につきましては、東村山市が169か所、稲城市が172か所、指定管理化している先行事例としてございます。

詳細は資料を後程御覧ください。

次に、特徴の2点目ですが、指定期間につきましては、募集要項の6ページの「5 指定期間」を御覧ください。指定期間は5年間としておりますが、※印で記載しているとおおり、1期目の募集段階から公募によらない選定につきまして明記しており、指定管理者の実績のある民間事業者の個別対話の中で導入目的の1つとしております市民協働の推進には、市民の方々の信頼関係の構築が不可欠であること、それぞれの施設の特徴や課題を把握するのに一定時間がかかること、施設の設置等に係る投資回収に一定の時間がかかること、また、雇用の観点からも、10年間の指定期間が望ましいという意見をいただいております。

市としましては、条例上、原則5年間としており、最初から指定期間を10年間とすることにつきましては、一定のリスクも伴うことから、事業開始後にモニタリング評価を実施することにより、一定の評価を得られた場合に、指定管理者選定委員会の意見を聴いた上で、公募によらない選定を、1度に限り、再度5年間選定できるものとしております。

モニタリング評価につきましては、市立公園条例において規定している附属機関の市立公園等指定管理者評価委員会におきまして、学識経験者の意見等を踏まえて適切に評価してまいりたいと考えております。

なお、公募によらない選定につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、及び条例施行規則第6条第3項に基づきまして、実施することを予定しています。

また、今回は、指定管理者の募集の中で、公園施設の設置管理許可制度の活用を提案事項としており、市内の梶野公園においてカフェなどの地域の交流拠点等に資する施設の設置の提案や、滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用の提案を併せて募集してございます。

それでは、これから募集要項等の内容を御説明させていただきます。今回お配りしております募集要項や、募集仕様書等の募集資料につきましては、この間、関係団体、子どもたちや子育て世帯、市内事業者、民間事業者、市の附属機関等の意見交換を実施し、また、市民説明会

や利用団体向けの説明会等でいただいた御意見、御要望も参考にさせていただきますして、作成した内容となっております。

初めに、募集要項の1ページの「1 公募の趣旨」を御覧ください。（1）市立公園及び滄浪泉園緑地では、適切な維持管理、低未利用公園の活用、にぎわいの創出、市民ボランティアとの協働の推進、及び新たな市民サービスの提供など、公園の質の向上を図るため、（2）環境楽習館では、にぎわいの創出、利便性の向上、滄浪泉園緑地との一体利用によりまして利用の促進を図り、環境啓発の機運を醸成するため、公募をするものでございます。

次に、2ページの「2 本市が市立公園等及び環境楽習館に期待する役割」を御覧ください。

（1）市立公園等では、ア、都市環境の保全及び都市景観の確保、イ、環境教育の場としての活用、ウ、防災及び安全性の確保、エ、子どもの居場所と交流の場の確保、オ、健康増進できる場の確保、カ、共生社会の実現につながる場の確保、キ、農にふれあう場の確保。（2）環境楽習館では、ア、環境啓発の場の確保、イ、環境教育の場の確保、ウ、施設の有する機能の活用、エ、子どもの居場所の確保、オ、交流の場の確保、カ、農に触れ合う場の確保を、期待する役割としております。

市としては、特に対象施設の拠点として、障がい者や、外国人の理解促進を市全体に広げ、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりの推進、共生社会の実現に寄与する取組を充実させていくことを考えており、この趣旨を十分に理解いただきました指定管理者を選定したいと考えております。

次に、4ページの「3 管理の対象」を御覧ください。対象施設につきましては、先程の説明と重複しますので割愛させていただきますが、対象公園の増減につきましては、宅地開発や用途廃止等により公園の増減が見込まれることから、指定管理委託料につきましては別途協議を行うものとしてございます。

次に、5ページの「4 指定管理者の業務範囲」を御覧ください。詳細は仕様書に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、6ページの「5 指定期間」を御覧ください。指定期間につきましては、先程も御説明させていただきましたが、指定管理者のモニタリング結果等を踏まえまして、指定管理者選定委員会が適正と認め、指定管理者が引き続き事業の実施を希望する場合につきましては、1度に限り、再度5年間選定することができるものとしてございます。なお、3年間のうち最低評価となった場合につきましては、応募資格を与えないこととしてございます。

次に、「6 指定管理業務に関する経費」を御覧ください。（1）市が支払う指定管理委託料の内容として、上限額を5年間、総額7億1,993万円としておりますが、各年度の指定管理委託料につきましては、指定管理者の事業計画により変動する場合がございます。

次に、8ページの「7 市と指定管理者のリスク分担」を御覧ください。こちらのリスク分担表では、表のとおり、リスクの種類、リスクの内容、要因、負担者を一覧にまとめたものでございます。

次に、12ページの「8 責任者の指定」を御覧ください。（1）総括責任者及び現場責任者について、（2）市民協働担当者について、それぞれ要件や資格等を記載しているものでございます。

次に、13ページ～23ページにかけましては、参加の手続き、スケジュール等を記載しております。スケジュールにつきましては、14ページの「10 参加の手続きスケジュール」を御覧ください。一覧にスケジュールをまとめさせていただいているものになり、本日の選定委員会を経て、（1）募集要項は4月13日に公表、（3）公募説明会を4月24日に開催予定でございます。（4）～（9）までの質問期間や参加資格の審査を経て、（10）1次審査の書類受付期間を5月26日～6月30日の午後5時までとさせていただきます。（11）1次審査、本選定委員会による書類審査を7月18日、続いて（13）2次審査、本選定委員会によるプレゼンテーション審査を7月26日に実施予定でございます。

（14）指定管理者指定候補を8月9日に決定した後、（15）のとおり、令和5年度第3回定例会に指定議案を提出させていただきまして、10月上旬頃に御議決をいただければ、（16）のとおり、指定管理者の指定告示を10月20日に予定しております。その後、（17）のとおり、協定を11月上旬に締結し、（18）令和6年4月1日から指定管理業務の開始に向けて、準備を進めていければと考えております。

なお、2次審査のプレゼンテーションには、指定管理者側の出席者としまして、総括責任者、現場責任者、及び市民協働担当者の出席は必須としまして、共同事業体というジョイントベンチャーも考えられますので、共同事業体の場合につきましては、各団体1名以上の出席を求めるとしております。

続きまして、業務仕様書の御説明に移ります。業務仕様書の2ページ「1-1 業務仕様書の位置づけ」を御覧ください。本仕様書につきましては、具体的な業務内容を示すものですが、指定管理者の創意工夫、アイデア、ノウハウ等を最大限に活用するために、サービス水準を満たす限りにおいては、具体的な方法や手段等は指定管理者の提案に委ねるものとします。

次に、2ページ「1-2 指定管理業務の基本方針」を御覧ください。指定管理業務の基本方針としまして、市民等の意見及び要望に適切に対応し、市民サービス向上のための具体的な取組を行うこと。市民協働の推進のため、主体的かつ具体的な取組を先導的に行うこと、市内事業者を積極的に活用し、その経験やノウハウを最大限に生かした体制とすること等を記載してございます。

次に、3ページ～7ページにかけましては、本事業の概要や指定期間、管理運営体制の確保等を記載してございます。

続きまして、9ページ～18ページにかけましては、市立公園等に期待する役割、市立公園等において指定管理者に市が求める能力と役割、市立公園等の運営に関する業務、市立公園等の維持管理に関する業務及び自動販売機の設置について記載してございます。

ここで、10ページ「2-2 市立公園等において指定管理者に求める能力と役割」を御覧ください。こちらでは、(1) 基本的な事業では、「ア 市立公園等の質の向上に資する管理運営」、「イ 適正な維持管理」、「ウ 市民等からの要望・苦情の適切な対応」、「エ 市民協働の推進」、「オ 市内事業者の活用」、「カ 利用者アンケートの実施」を記載しております。(2) 提案事業では、本市でも課題となっておりますが、「ア 小規模の低未利用公園の活用」、「イ 公園施設の設置管理許可制度の活用について」、「ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用」等を記載してございます。(3) では、自主事業について記載しております。

17ページ「2-5 自動販売機の設置について」を御覧ください。指定管理者から設置の提案があった場合につきましては、酷暑対策や防災対策の観点により、設置できる公園や自動販売機の仕様等の条件に合致する場合に限り、設置を許可するものとして考えております。

続きまして、20ページ～24ページにかけては、環境楽習館に期待する役割、環境楽習館において指定管理者に市が求める能力と役割、及び環境楽習館の管理運営に関する業務につきまして、記載をさせていただいております。

まず21ページ「3-2 環境楽習館において指定管理者に求める能力と役割」のところを御覧いただければと思います。(1) 基本的な事業では、「ア 環境学習及び環境啓発の向上に資する管理運営等を記載しまして、(2) の提案事業では、「ア イベントの開催」、「イ 環境啓発事業」、「ウ 滄浪泉園緑地と環境楽習館の一体利用等」を記載しております。(3) では自主事業について記載してございます。

次に、26ページ「4-1 修繕業務」を御覧ください。こちらでは、(1) 小規模修繕と、(2) 大規模修繕等に分類しまして、(1) では、市立公園等において1件当たり50万円未満、環境楽習館におきましては1件当たり5万円未満の修繕を、指定管理者が行う業務の範囲とし、(2) では、1件当たり50万円以上の公園施設の設置や大規模修繕等に関わる経費は市が対応するものとしております。

また、26ページ～37ページにかけましては、それぞれ自主事業や市民等の意見の聴取反映、事業計画書、事業報告書の作成及び提出、自己評価の実施、モニタリング、施設賠償責任、再委託、その他の留意事項等を記載しているものでございます。

30ページ「4-8 モニタリング」を御覧ください。モニタリングにつきましては、本市の指定管理者制度において、初めての試みになりまして、非公募の更新を指定管理者評価委員会で判断していただく際の材料とするものでございます。

(1) 実施目的としましては、指定管理者制度の運用におけるPDCAサイクルを確立しまして、質の高いサービスの提供へとつなげるもの。(2) モニタリング手法としましては、ア、定期モニタリングと、イ、随時モニタリングを予定しています。(3) 実施方法としましては、ア～エに書かれておりますが、毎年度、事業計画書の検証や事業報告書の作成、分析、利用者アンケートの実施、結果の分析、ヒアリング、実地調査を予定してございます。必要に応じま

して、指導等も予定しております。

また、(4)に記載してございますが、業務水準が低下した場合の措置につきましても、こちらに記載してございます。

続きまして、業務水準書の説明に移らせていただきます。業務水準書の1ページ「1 業務水準書の位置づけ」を御覧ください。本業務水準書につきましては、本事業を実施する指定管理者に要求するサービス水準を一定示すものでございますが、指定管理者の創意工夫やアイデア、ノウハウ等を最大限に活用するために、具体的な方法ですとか手段等は、指定管理者が任意に事業計画を立てることができるものとしておりますので、詳細は本資料を御覧いただければと思います。

最後に、選定基準及び評価票の御説明に移ります。こちらの表の作りとしては、左から大項目、中項目、それから審査基準、審査の視点、総合点等を記載しているものでございます。

各項目の配点につきましては、基本的な項目につきましては25点、選定の際に特に重視したい項目につきましては、それぞれ50点や75点と、配点を2倍から3倍と高めに設定しており、総合点の合計が1,000点になるように設定しているものでございます。

ここで配点を高めに設定している項目につきまして御説明させていただきます。この表の5番、専門人材が配置されているかを審査する項目や、6番、市内事業者の積極的かつ継続的な活用提案を審査する項目。12番、市民協働の推進を審査する項目、14番、子育て支援を審査する項目、16番、自主事業を審査する項目、17番、低未利用公園の活用を審査する項目、20番、安全対策を審査する項目、21番、適切な施設管理を審査する項目、25番、にぎわいの創出を審査する項目としております。この間、市民の方々等との意見交換を実施した中で、特に重視したいといった意見が多かった項目でもございます。

なお、全ての項目を3、普通以上の評価にさせていただいた場合につきましては、6割以上になるように、配点をしております。

大変駆け足で恐縮ではございますけれども、資料の説明は以上となります。

◎委員長 担当課の説明は以上でございます。

これから、順次、質疑を行いますが、大きく2点に分けて審議したいと思います。1つ目は、募集要項、業務仕様書、業務水準書、それから様式集の内容についてです。それと、2つ目は選定基準及び評点票について、2つに分けて審議をいたしたいと思います。

まず初めに募集要項等の内容について質疑を行いたいと思います。何か御質問等ありますか。

◎委員 募集要項の2ページ、業務仕様書の9ページに下線が引いてあります。また、11ページ、14ページの提案事項というところに下線が引いてあります。この下線で強調していると思うのですが、この下線が必要なのかということが、まず1点。

先程、既に配られております公園の一覧表の中の利用者人数という数字が入っていますが、この数字の根拠は何なのかということを教えていただきたい。

それから、募集要項の7ページで、指定管理委託料について、合計で7億1,900万円とい

う数字が出ていますが、この数字の根拠について教えてください。

もう一点ですが、ここで指定管理者制度を導入するというところで、今年の2月、3月議会において条例を改正していると思います。何か議会から質疑があれば、そのことについて教えていただきたい。

◎岩佐環境政策課長 それでは、1点目、各要項に下線が引かれている部分についてでございます。こちらの部分は、特に我々で指定管理者側にPRしたい部分につきまして、分かりやすく知らせるために下線を引かせていただいております。

続きまして、3点目の指定管理委託料の根拠ですが、市立公園と環境楽習館の過去の実績ベースに基づいて試算しているものでございます。また、事前に民間事業者と個別対話を行って行く中で、指定管理者の人件費の必要性について意見がありましたので、指定管理者側の人件費を上乗せしています。

それから、4点目に議会からの意見ということですが、市民説明会等もやっていく中で、どのような選定委員に指定管理者が選定されるのかというところの質問がありました。今回、5名の選定委員ということで、それぞれの役職や役割、市がこれまで選定してきた基準や1つの施設に限ったものではなく、市の指定管理を導入している施設はいろいろとございますので、統括的に見ていただけるということも、委員会の役割として説明しております。

公園に限り、専門家はいないのかという御意見や御質問もあったところです。今回、募集要項、仕様書、水準書など、この間、市民の方々や関係団体の方々と意見交換してきた中で、何を重視してほしいか、どのような評点を高めにしてほしいかというところに御意見をいただきましたので、それを募集資料に反映してきていることを、御説明してきております。

議会からは、指定管理者制度を導入した後に、どういった評価になっていくのかも気になっている1つのポイントでございますので、モニタリングを実施するため、新たな評価委員会を立ち上げ、各公園や環境啓発の専門家、市民公募を入れた委員構成にしていることを御説明しております。

◎小林緑と公園係長 2点目の利用者人数につきましては、平成26年3月から平成27年2月まで、約1年間、実際に公園で利用者人数をカウントしております。53か所の公園につきまして、実施していますが、そのほかの公園の利用者人数につきましては、その面積によって試算させていただいております。これは、平成30年度に公園の整備基本方針を作った際の利用者人数を設定させていただいて、公園の評価をしているものでございます。

◎委員 インクルーシブとはどういう意味ですか。

◎岩佐環境政策課長 インクルーシブの考え方なのですが、障がい者の方、外国籍の方など、多様な方が使っていただけるような遊具や空間づくりを国や東京都でも推奨してございます。本市も、公園を起点にしまして、多様な方が集まり、つながり合えるような環境を整備していきたいと考えているところでございます。

◎小林緑と公園係長 日本語訳すると、包括的などというような意味合いがございまして、先程

課長が申し上げたとおり、健常者、障がいを持った方、外国人など、多様な人たちを含めた包括的などという意味合いを持たせた言葉です。最近では都立公園でもインクルーシブ遊具という多様な方が利用できるような遊具の設置が増えているところです。

◎委員 日本語に置き換えることはできないのですか。これだと、意味が分からない。

◎委員 誰でも使えるみたいな感じがいいのですかね。

◎富田企画政策課長 少し補足してもいいですか。北欧やヨーロッパで、インクルーシブ公園やインクルーシブ教育など、社会的包摂の中で障がいの程度などによらず、多くの子どもが遊べる、多くの人ができるような公園整備というものが、しばらく前から言われているところがあります。東京都や国でもそのような考え方を採用しており、世田谷の砧公園がインクルーシブ公園として有名で、例えば握力が弱い子どもでも遊びやすい遊具であるとか、何か支障がある子もいない子も、同じように、同じ遊具で遊べるという配慮があり、そういった遊具を取り入れることに対して補助制度などが確立されてきております。

公園づくりの観点でも、そういった視点が今、必要性が叫ばれている中で、今回インクルーシブという視点を取り入れているものであります。社会的包摂というような言い方が日本語になるのですけれども、恐らくインクルーシブ公園という用語が、比較的關係団体の中では広く認知をされているかと思えます。

◎委員 私は初めて聞きました。

◎岩佐環境政策課長 公園の遊具を造っている方々の中では、一般的といいますか、インクルーシブ遊具といえば、どういう遊具を設置するのかは、恐らく業界の方々には伝わるかと思えます。

◎委員 業界的にはそうなのですね。

◎委員 比較的伝わりやすいのですね。

◎岩佐環境政策課長 先程、事務局が説明したように、砧公園など東京都立の大きい公園、近隣だと府中でも造られているようなので、以前、市長が議員時代に一般質問で言われていることもあり、今回の指定管理の際に導入してはどうかと検討いたしました。

◎委員 なるほど、ここは概念的には、小金井市としては大事なところなのですね。

◎岩佐環境政策課長 そのように考えております。

◎委員 市民には少し理解しにくいと思う。業者だったら分かると思うのですけれどもね。

◎岩佐環境政策課長 どこかで注釈をつけることも、検討してみたいと思います。

◎委員 ここは大事な概念であれば、注釈などでインクルーシブ公園の説明をしていただくと、市民には分かりやすくなると思います。

◎岩佐環境政策課長 分かりました。

◎小林緑と公園係長 他市の募集要項でも、注釈で書いてあるようですので、分かりやすい形で記載させていただきたいと思います。

◎委員 お願いします。

◎委員 募集要項の6ページのところで、先程説明がありました、5年間の指定期間ではなかなか投資した部分が回収できにくいので、10年間の指定管理期間にしたいということで、今回については、最初の3年間で、適正と認めるということ、公園等の指定管理者評価委員会を設置して、そこで認定をすれば、業者が希望すれば、次の5年間については引き続きその業者に管理していただくということが書かれています。

仮にですけれども、4年目、5年目で、ここに書いてあるような最低評価になったときも、このままの表示の仕方だと、再度5年間管理してもらうように読めてしまうのですが、3年間だけでいいのでしょうか。5年間するのか。ただ、仮に公募にかけるとすると、4年終わった段階で、5年目に1年かけて公募しなくてはならない。あるいは、非公募としても、5年目が審査になると思うので、3年間ではなくて、せめて4年間にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、12ページですが、責任者の指定ということで、総括責任者、現場責任者及び市民協働担当者という方を置いてくださいと書かれています。それで、最低1人については環境楽習館に常駐させると書いてあるのですが、指定管理者になる職員の方を、環境楽習館と滄浪泉園の管理事務所に置くとしたら、何人ぐらいがそこにに入れるのか。提案の内容によってはそこに入り切れない職員が出てきて、それは業者の提案の中で、どこか事業所を借りて、そこに職員を置くことになるのかどうかということが、2点目です。

それから、14ページに手続のスケジュールが書いてあります。10番、11番、12番を通じて、参加資格の書類を審査するスケジュールになっているのですが、今まで指定管理者を選定する中で、参加資格の書類を前段でチェックして、そこに通知を出して1次審査をしません。1次審査の中で参加資格があるかどうかを含めて審査しているのですが、今回、事前に参加資格をあえてやることについて、どういう考え方なのか。

それから、17ページの14番に参加資格審査結果というのが書いてあります。(3)で審査の公開と書いてあります。ここに書いてある条例施行規則の11条第4号というのは、この委員会の非公開に関する条文なわけで、我々はこの件について審査しないので、仮に環境政策課で出された書類についてチェックをし、参加資格がありませんという通知を出すとして、その審査を環境政策課の中で非公開とするのであれば、第4項に準じてと書くしかないと思うのですが、どのように考えますかというのが3点目。

それから、先程のスケジュールの関係ですが、第2回目の質問を受け付けています。6月2日まで受け付けて、その回答が6月23日になっています。提案書の受付自体が5月26日から6月30日です。ですから、2回目の質問の回答よりも前に提案書が出る日程になっているので、その質問の回答の中で出した提案に関わるような内容の回答が出たとすると、業者としては、出したものをまた直さなくてはいけないので、通常は質問の回答よりも後に提案書を出させるのが、日程的には筋だと思います。

要するに2回質問させているのですが、そこまで必要なかどうか。要するに質問の回答と、

提案書類を出す時期がずれているのではないかというのが4点目です。

それから、18ページに、1次審査の提出書類というのが書いてあり、①に事業計画書（提案書）、これについては事業計画書（提案書）記載要領を参照して記入するというので、配られている様式の中に記載要領が付いております。その中で、事業計画書の上限の枚数が書いてあるのですが、A4なのか、B4なのかによって、多少書く内容が増えたり減ったりするので、A4と入れたほうがいいのかと思います。紙の大きさを制限しないかということです。

それと、記載要領の項目ですが、1番から22番まで、記載要領について項目があり、次の議題にも関わってくるのですが、評点票は1番から28番まであります。ですから、自主事業及び提案事業の一部が記載要領から外れています。募集要項の18ページ、19ページの提出書類の中で、例えば9番、16番は、確かに評価基準の中の2項目と合致はします。任意様式になっており、上限枚数が書いてないから、何枚出てきてもよい形になってしまうので、整合性をとるべきではないかと思います。

以上です。

◎委員長 お願いいたします。

◎小林緑と公園係長 まず1点目ですが、評価委員会の評価の期間ということで、1年目から3年目の実績を見たいと考えているのですが、その評価委員会が終わった後、4、5年目について、何か問題が発生するというのも想定されます。そのような場合は、6年目以降選定できないような形にしたいと考えてございます。

2点目、指定管理者の職員の配置についてですが、環境楽習館と滄浪泉園の管理棟について、管理事務所を設ける予定です。環境楽習館では、恐らく3人程度の席は確保できると思います。滄浪泉園の管理棟につきましても、シルバーさんに受付をしていただいておりますが、そちらにもスペースがございますので、2、3人は机を並べて事務をすることも可能と考えてございます。

指定管理者候補者との意見交換の中でも、大体4、5人ぐらいが人員に当たるのではないかと考えています。それぞれの民間事業者の事務所を使うことや、近くに事務所を借りるということも当然あり得るかとは思いますが、市で御用意させていただく環境楽習館と滄浪泉園の管理棟で、想定の中では十分に管理運営できると考えてございます。

4点目のスケジュールについてですが、質問を2段階にさせていただいております。要項の14ページ、(4)から(5)番の第1回目、(8)から(9)が第2回目となっており、それぞれ質問を2回に分けて受ける予定でございます。やはり、対象施設が多くなりますので、様々な質問があるかと想定しています。

1回目の質問は、参加申込みする上で、応募要件や、リスク分担、仕様内容についての質問が中心になるかと思っております。2回目の質問については、具体的な提案書を作成する上で必要な、より詳細な質問が想定されるところでございます。1回目の質問の中で、参加申込みする上で必要な質問に対しては回答することを想定しておりますので、このスケジュールのとおり進め

ていければと考えてございます。

ただし、2回目の質問の回答後でも、何かしら書類等に関係することがあれば、適宜、柔軟に対応したいと考えております。

5点目の、事業計画書の提案書の記載要領につきまして、用紙の大きさは分かりやすいような形で、A4ならA4と指定したいと思えます。

任意様式のところについても御意見をいただいております、枚数の指定はないところも、用紙のサイズ、枚数についても記載はしたほうがよいとの御意見でしたので、追加して検討させていただきたいと思っております。

記載要領の項目の数と、審査基準の項目の数が異なっているというところは、評点票にも審査資料というのを書かせていただいている中で、事業計画書ではないところでの審査をお願いする書類もございませぬ。事業計画書に記載を求める部分だけ、記載要領に記載させていただいており、項目数が異なるということございませぬ。

あとは、1点目の質問の補足になるのですが、4年目まで評価できればという案も事務局として検討してはいたしましたが、スケジュールを踏まえますと、4年目の評価が出てくるのが大体5年目の5月ぐらゐを想定してはいます。評価委員会が概ね8月ぐらゐを予定してはいますと、そこから募集をかけていくとなると、スケジュール的に4年目の評価を踏まえて次期指定管理者の募集準備を進めることは難しい部分ございませぬので、今回は3年目までの評価とさせていただきます。4年目、5年後について最低評価になった場合は協議、調整が必要だとは考えてはいます。

今の書き方だと、4年目、5年目について、最低評価になった部分は記載ございませぬので、御意見を踏まえて検討できればと考えてはいます。

◎**富田企画政策課長** 事務局から、参加資格の検討と決定の手続になるのですが、参加資格の部分については、条例上、諮問事項の中に明記されてはいるわけではないので、募集要項などに沿って資格審査をするという手続について、担当課で行っている業務になります。従前、この会議の中でも、第2回の1次の書類審査の最初の説明のところ、資格要件について、書類上の不備などで資格要件を確認できているかどうかというところは担当部局から報告をさせていただき、それをもって資格要件があるという前提で審査に入らせていただくという流れになってはいます。

◎**委員** 今の課長の部分なのですが、17ページの参加資格の審査結果のところの(3)審査の公開の施行規則は指定管理者選定委員会が非公開だという規則ですから、環境政策課の中で資格審査とは一致しないので、書き方を変えないといけなゐ、取ったほうがいいかもしれないと思えます。

◎**小林緑と公園係長** 明記の仕方を再度考えたいと思えます。ありがとうございます。

◎**委員** 委員長、先程の提出書類の記載要領の22項目と評点票の28項目の、差引き6つが漏れているという部分ですが、例えば評点票の7番の危機管理対応、これについては、先程の

説明ですと、危機管理マニュアル等に関する書類が任意提出の任意の様式で出てくるので、それで見てくださいということだと思いますので、提出書類は11番を見れば、その漏れている7番はよいという説明だと思います。

ほかの残りの5つについても、チェックしないと分かりませんが、提出書類の中に入っているからということですよ。

◎小林緑と公園係長 はい、包含されるということですのでよろしくお願いします。

◎委員長 私から1つだけ質問します。募集要項の2ページの役割のところですが、市立公園等で1本で書いてあるのですが、一覧表を見て、市立公園の中には都市公園もあれば、児童遊園もあれば、その他の緑地というのもあります。かなり種類が違って、恐らくそれぞれの期待される目的というのも変わってくるのだらうと思うのですが、これを1本でまとめて期待する役割として書いて大丈夫かなというところがあります。

特にこの一覧表の中で閉鎖管理という項目があって、3ページ目で、その他の緑地のところで閉鎖管理というのが非常に多いのですが、この閉鎖管理というのは何ですか。

この閉鎖管理のあるものとなないものを1本でまとめて大丈夫なのかどうかというところが質問の趣旨でございます。お願いいたします。

◎小林緑と公園係長 市立公園等ということで、都市公園、児童遊園、緑地関係もでございます。それぞれに関わっていただく団体の役割は多様でございますが、こちらが期待する役割をそれぞれアからキに記載しており、いずれかには該当するようなことで考えておりますので、公園は一括で記載させていただいております。

閉鎖管理は、緑地によって緑の保全を主たる目的としている緑地がございますので、そのようなところは24時間閉鎖をしながら、緑地の保全を目的としているところがございます。市民の方々の御利用はできないのですが、緑地によっては、昼間は鍵を開けて中に入ってくださいということもございます。閉鎖管理の緑地は60か所ぐらいあるかと思います。

◎委員長 そうすると、閉鎖管理というと、いわゆる公園のイメージからするとかなりかけ離れたところがある。

◎小林緑と公園係長 そうですね、緑地内に入って御利用いただけませんので。

◎委員長 そういった意味では、目的ごとに分けて依頼をしなくていいのか。事業者としては分かるのですか。

◎小林緑と公園係長 仕様書で細かく記載しておりますので、分かりづらいところがあれば、説明はしっかりしていきたいと考えています。

◎委員長 お願いいたします。

◎委員 今の委員長の関連ですが、栗山公園の審査した気がするのですが、それは今回と関係があるのでしょうか。

◎富田企画政策課長 関係ないです。

◎委員 全く別の話ですか。

◎富田企画政策課長 栗山公園内に体育施設の建物があるのですが、そちらの管理運営に関するものです。

◎委員 了解です。

◎委員 語句の訂正です。19ページ、真ん中のところに提出先というのがあるのですが、問合せ先が22番になっているのですが、問合せ先は23番だと思います。

◎小林緑と公園係長 ありがとうございます。

◎委員 それから、21ページの20番の(1)、協議のところの1行目の最後のところで、「市と候補者という。)」はどのような意味ですか。

◎小林緑と公園係長 こちらは誤植でございます。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

(1) 番の協議の1行目の最後のところ、「という。)」のところの括弧は取っていただいて、「市と候補者は」とします。御指摘のところは修正させていただきます。失礼いたしました。

◎委員長 どうもありがとうございました。他、募集要項等の内容についてよろしいですか。

◎委員 委員長、よろしいですか。

◎委員長 どうぞ、■■■■委員。

◎委員 先程の課長の説明の中で、総合の得点として60点以上になるような形という説明もあったのですが、委員会として評価をしたときに、総合点が60%以上、それから、それぞれの個別の項目について40%以下になるような得点があった場合は合格としないとどこかに書いておいたほうがいいのではないかと思うのですが。以前の審査の中では、そういう項目を入れている場合もあったのですが、今回はどうでしょうか。

◎岩佐環境政策課長 今回、審査の中でそれぞれ提案事項が多くございまして、その提案事項についても審査をいただくことになると思います。提案がない場合もあるかと思い、その場合は、60%以上の得点が見込めないことや、40%以下になることも考えられますので、そのような観点からも、各項目につきましての足切り基準は設けておりません。

◎委員 分かりました。

◎岩佐環境政策課長 極端に低い点数の項目があったり、選定の中でここはどうなのかというようなことも、選定委員の方々からあった場合につきましては、適格者なしとすることも考えられます。その場合は適宜対応させていただきたいと考えております。

◎委員長 ■■■■委員、よろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 募集要項等についてはよろしいですか。

では、次に選定基準及び評点票の質疑に入ります。■■■■委員、先程ご発言あったのでよろしいですか。

◎委員 そうですね、先程話が出たので、大丈夫です。

◎委員長 では、ほかの委員の方、選定基準、評点票について、何か御質疑ございますか。

委員、お願いします。

◎委員 評点票の総合点の考え方ですが、例えば1番の事業コンセプト、劣るから、特に優れているということで、1点から5点までつけます。総合点が25になるという計算は、仮に5人の委員が5点をつけて、5人だから25点というふうに理解をします。そうすると、今までの例ですと、5人来る場合もあるのですが、委員が欠席する場合があります。そうすると、総合点が25点になりません。ですから、総合点が1,000点という言い方は、これがいいのかどうかということがございます。

それから、先程の割り増しをして評価をする項目があるということになると、例えば5番の実施体制のところは75点ということですので、特に優れているものを3倍にしなければいけない、15点にしないといけないということだと思うので、50点と75点がありますから、そこは市民の方との話合いもあったというお話があったので、1点から5点ではなくて、3点から15点、それから50点の場合は2点から10点という形で点数を入れて、総合点ではなく、1人の委員の最高点が200点満点になるという形でいいのではないのでしょうか。

◎委員長 趣旨としては、■■■■委員のおっしゃるとおりのような感じがいたしますが。

◎岩佐環境政策課長 そうですね。総合点の考え方は整理させていただいて、1人200点という基準にするのか、5人で1,000点にするかというところは、見直してみたいと思います。

◎委員長 そのほか、いかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

◎委員 先程のインクルーシブの話ですが、募集要項の2ページ目のところ、特に障がいがある子、ない子、外国にルーツを持つ子、以下、個人の特性や背景などの違いにかかわらず、共に遊び、育ち合えるインクルーシブな遊び場づくりを市全体に広げることで、障がい者及び外国人の理解促進につなげ、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを推進することが重要である。誰一人取り残すことのない共生社会の実現に寄与する場所であるという基本的な考えを前提とし、以下に掲げる役割を期待すると書いてあり、ここら辺を共感できる事業者を選定したいということだと思うので、市としては線を引いており、ここが一番大事なわけですね。

下線を引いているという趣旨からすると、ここに点数をつけていったほうがよいのではないかという気がするのです。

審査の内容というのは、この下線部について事業計画にきちんと記載しているかとか、そこを審査して行って、市のコンセプトに合う事業者かというのを、評点をつけたほうがよいと思うので、そこを手厚くできるような評点票にしていったほうがよいと思います。

◎委員長 いかがでしょうか。

◎小林緑と公園係長 この辺の評点項目としましては、9番の管理運営のところの障がい者の雇用ということも含めて、14番の子育て支援、15番のユニバーサルデザイン、この辺りはインクルーシブの観点から評点するものです。トータルでいくと100点の配点がございま

すので、そこはかなり重視して評点としております。

◎委員 事業コンセプトのところはあまり書かれていないのですか。

◎小林緑と公園係長 事業コンセプトよりも、先程申し上げた9、14、15の辺りを評点していく形で御審査いただければと思います。

◎委員 事業コンセプトのところが一番大事なのですよね、そこを共感できるかというところが一番大事じゃないですか。

◎小林緑と公園係長 当然それは大事です。

◎委員 理念ですね。この理念に賛成するみたいなところを評価していくべきだと思う。ここで、下線を引いているということは。

◎委員 下線、取ったほうがいいですね。

◎委員 事業コンセプトを強調するのであれば、事業コンセプトは評点の評価項目に入れるべきだと思います。

◎岩佐環境政策課長 事業コンセプトについては、幅広いところもございまして、審査基準についてはこのようなことで書かせていただいています、担当からもありましたように、個別のところは、それぞれの評価項目が3つございまして、そこで評価していきたいと書いてあるのですが。

◎委員 これはこれでいいと思います。これ自体は全然間違っていないし、素晴らしいと思います。小金井市としてもこういう考えでやっていくというところで、素晴らしいと思います。ただ、それであれば、やっぱり評点票にもそっちを入れていって整合性をとるというか、そうしたほうが斬新じゃないのかというか。

市としては、評価が上がりますね。そういう時代なので、やっぱりこうやっていかないと、今の時代というか、こういうことがやっぱり大事じゃないですか。下線を引くというのは、私はいいと思うので。これでやるのでしたら、こちらを評点票に入れてそこを我々が審査していくというのが必要かと思います。

◎委員長 役割のところは、以下の市立公園の関係で、環境楽習館も入ってくるので、整合性をどう考えるかというのがあると思います。

◎委員 これに関しては公園だけなのですね。

◎岩佐環境政策課長 審査基準の中に施設の特性や、指定管理者に求める能力、役割というところも書かれていますので、その部分を含むというところで御理解いただければと思います。

◎委員長 では、そのほかに全体として総括的な御質問等ございましたら、ここで話しただければと思います。よろしいですか。

では、以上で質疑を終了といたします。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

◎委員長 では、再開いたします。それでは、本委員会として小金井市長から諮問のあった「小金井市立公園、小金井市滄浪泉園緑地及び小金井市環境楽習館の指定管理者の公募について」

ですが、これについて、諮問のとおり認めるとの答申をしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおり答申することと決定いたしました。

では、次に本件に関し、第1次審査及び第2次審査の在り方について協議させていただきたいと思います。事務局から説明を求めます。

◎富田企画政策課長 第1次審査につきましては、先程決定いたしました選定基準に基づき、書類選考を行います。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数の上位3者までを第1次審査通過といたします。

第1次審査では、応募のあった書類を事前に各選定委員へ送付いたしますので、事前に書類による評点を行ってきていただきまして、その上で委員会での質疑を行います。質疑の後、その内容を参考に評点の修正を行っていただきます。最終的には、選定委員がそれぞれの評点結果を基に協議の上、合計点の上位から3者までを第1次審査合格といたします。

第2次審査につきましても、同じ選定基準により実施をいたしまして、審査内容はプレゼンテーションで行いたいと思います。応募団体への質疑を行った後に採点を行い、その点数を基に協議の上、合計点の上位から指定管理者の候補者とすべき順位付けを行います。2次審査の時間といたしましては、1者当たりのプレゼンテーションを30分、質疑を20分、審査を10分の合計60分で行うという形で提案をさせていただきたいと思います。御協議のほどお願いいたします。

なお、2次審査におきましては、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトの使用は可とし、要約版などの追加資料の配付は認めないということといたしたいと思います。併せて御協議のほど、お願いいたします。

◎委員長 事務局から、今後の第1次審査、第2次審査について提案がございました。御意見がありましたら、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員 ありません。

◎委員長 ■■■委員、■■■委員、よろしいですか。

◎委員 ないです。

◎委員 大丈夫です。

◎委員長 では、第1次審査及び第2次審査について、事務局提案のとおり行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。したがって、本件につきまして、事務局提案のとおりと決定いたしました。

それでは、委員会の日程について協議を行います。事務局の説明を求めます。

◎富田企画政策課長 事前に各委員の皆様と調整をさせていただきまして、資料3のとおり、今年度は合計6回の開催とさせていただきたいと思います。今回の案件につきまして、次回は、7月18日、火曜日、午後2時から開催となりますので、よろしくお願いたします。場所などの詳細につきましては、改めて後日、連絡をさせていただきます。

◎委員長 以上の御説明のとおりですが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり開催することと決定いたします。

では、閉会となります。以上で、本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございました。

(午前11時10分閉会)